

第1回浦安市子ども・子育て会議 議事録

1 開催日時 平成25年7月12日(金) 19:00~20:40

2 開催場所 浦安市文化会館中会議室

3 出席者

(委員) 大日向会長、柏女副会長、吉田委員、池島委員、福廣委員、森山委員、
田村委員、中川委員、西田委員、中島委員、大塚委員、石村委員、對馬委員、
梶川委員、宮原委員

(市長) 松崎市長

(事務局) こども部	金子部長、石井次長、鶴見次長
こども家庭課	本田課長補佐、山田、鈴木
保育幼稚園課	岡本課長、熊川課長補佐、伊藤副主幹
青少年課	岡部課長
こども家庭支援センター	藤平所長、竹内

4 議事

- 1) 会長の選出
- 2) 副会長の選出
- 3) 子ども・子育て支援新制度について(資料1-2)
- 4) 浦安市の現状について(資料1-3)
- 5) 子ども・子育て支援事業計画の基本理念について(資料1-4)
- 6) 浦安市 子ども・子育て支援新制度スケジュールについて(資料1-5)
- 7) その他

浦安市子育て支援総合計画(後期)について
次回会議案内

会議経過

1. 開会

事務局 : 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻になりましたので第1回浦安市子ども・子育て会議を開催させていただきます。まず配布物の確認と情報公開について説明いたします。

～配布物の確認～

～情報公開について～

2. 委嘱状交付

事務局：それでは、これより、委嘱状の交付を行います。委嘱状はこども部長からお渡しします。

～こども部長より委嘱状の交付～

事務局：委員の任期につきましては、2年となっております、平成27年の6月末日までとなっております。どうぞよろしく申し上げます。

3. 市長挨拶

市長：既に子ども・子育て関連法案をめぐる動きなどはご承知だと思いますが、特に委員の皆様をお願いしたいのは浦安で生まれ育った子どもが大人になった時に浦安で育ってよかったと思えるまちになれるかどうか、この1点です。今回、委員である3人の学識経験者の先生は日本中の子ども・子育ての状況をよくご存じであるし、公募や関連団体の代表者の方は浦安の子ども・子育ての状況を熟知していらっしゃいます。

この子ども・子育て会議で議論した結果がどうなるか楽しみにしていますので、遠慮なく意見を出していただきたいと思います。浦安の10年・20年の大きな道づくりの一步を切り開く会議だと認識していますので、どうぞよろしく申し上げます。

4. 委員紹介・事務局紹介

事務局：次に委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきます。

委員の方は名前を呼びますので、その場で一言いただきたいと思います。

～各委員及び事務局の自己紹介～

5. 浦安市子ども・子育て会議について

事務局：続きまして、浦安市子ども・子育て会議について、浦安市子ども・子育て会議条例や会議運営要綱に沿って説明いたします。

～事務局説明～

6. 会長・副会長の選出

事務局：それではこれから議事に移ります。

子ども子育て会議条例第5条では、会議の議長は会長がなることとなっておりますが、本日の議事は会長の選出からとなります。会長が選出されるま

では、市長に議長をお願いいたします。

市 長 : それでは、会長選出までの仮議長として議事を進めさせていただきます。
議事1の会長選出ですが、会長は浦安市子ども・子育て条例第4条第1項で学識経験者のうちから委員の選挙により定めることとしております。
この選挙の方法は、どのようにいたしましょうか。

委 員 : 推薦によるものがいいと思います。
浦安市の子育て施策に数多くかかわられ、また、国の子ども子育て会議の委員もされている、恵泉女学園大学大学院教授の大日向雅美さんをお願いしたいと思います。

市 長 : ただ今、推薦によるものという意見と、大日向雅美さんの推薦をいただきました。委員の皆様いかがでしょうか。

～異議なしの声により承認～

市 長 : 異議がないようですので、会長は大日向先生にお願いします。それでは、会長が選出されましたので、議長を、大日向先生にお譲りいたします。

会 長 : 代わりまして進行を勤めさせていただきます。
それでは、議事2の副会長の選出になりますが、どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

委 員 : 浦安市の子育て支援担当専門委員をされ、子育て施策に多くかかわっていただき、また国の子ども・子育て会議の委員もされている、淑徳大学総合福祉学部教授の柏女霊峰さんをお願いしたいと思います。

会 長 : ただいま、柏女霊峰さんのご推薦をいただきました。
委員の皆様いかがでしょうか。

～異議なしの声により承認～

会 長 : 異議なしの声をいただきましたので、柏女霊峰さんに副会長をお願いいたします。

7. 議事3～6

会 長 : それでは議事を進めたいと思います。議事3～6まで一括して事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

会 長 : 事務局より資料の説明をいただきましたので、この後は委員からご意見・ご質問をいただきたいと思います。

若干、説明の補足をしますと、今、子ども・子育て支援については歴史的にも大きな転換期にあります。昨年8月に社会保障と税の一体改革が3党合意で成立し、医療・年金・介護だけだった社会保障に、初めてこどもと子育て支援が加わりました。財源としては、消費税のアップ分から毎年7,000億円が当てられることとなり、この社会保障と税の一体改革を実現すべく、子ども・子育て新制度ができました。子ども・子育て新制度の理念は全てのこどもに良質な発育環境を整備すること、また地域の実態にあわせて地域が主体となって取り組むことが必要となります。

そのため、今後はニーズ調査を行い、この結果に基づき、支援計画をつくっていくこととなります。これが今事務局よりご説明いただいた内容のざっくりとした流れです。

私たちに課せられた役割はニーズ調査を的確に行うとともに浦安らしさを盛り込むこと、またニーズ調査の結果を基に浦安の行動計画を作り、走らせ、最終的にPDCAで計画をチェックしていくことです。非常に重い役割を託していただいた会議になりますので、よろしくをお願いします。

それでは何か質問などありますか。

委員：保育の必要性を認定する仕組みを導入するということですが、教育が必要、保育が必要という言葉がわかりづらいので意味を教えてくださいたいのですが。

委員：今までは、保育所は保育に欠けるという一律の基準で保育を行っていました。

しかし実際にはパート就労が増えており、保育に欠けるのかどうか判断がつきづらい中間層が増えています。こういった家庭が保育に欠けるのか、市町村によって判断基準がバラバラであり、一番しわよせを受けるのはパート就労の家庭であり、この家庭の子どもにも例外なく保育することが必要です。

今回の新制度は、これから国が認定の中身を詰めていくこととなりますが、簡単に言えばパートで6時間働いている方の子どもとフルタイムで働いている方の子どもを一緒に捉えず、2区分に分けることとなります。低い区分を作る代わりに今までよりもっと確実に中間層の方が利用できるようにする、年齢にかかわらず、親が働いている場合は相対的に短時間または長時間の保育を保障します。

また、3歳以上になると、親の就労にかかわらず全ての子どもに4時間の幼児教育を保障することとなります。

1号認定は、親の就労状況などに関わらず3歳以上の子どもにはすべて幼児教育を保障します。つまり、幼児教育だけが必要な子どもが対象です。

2号認定は、3歳以上の子どもで幼児教育にプラスして、親が働いていれば保育時間をのばしていくこととなります。3号認定は3歳未満の子ども

で幼児教育は保障しなくてよいが、親の就労状況によって必要な保育を保障するということになります。

委員：今までの仕組みはわかっているつもりですが、教育と保育は、結局、質が違うことが前提で成り立っているということですか。

会長：新制度は全てのこどもに幼児期に必要な学校教育法で義務付けられた教育の基礎を培う教育と保育を一体的に保障します。

3歳以上は学校教育で保障されている義務教育の基礎である幼児教育と保育を一体的に保障します。一方、3歳未満は学校教育法の対象外なので、いわゆる保育のみとなります。現在も保育現場では教育もやっているとの声がありますが、まさにそのとおりだと思います。ただ学校教育法で保障されたものの対象外となっているということで、こういった区分けになっています。

委員：つまり、法律用語だと捉えればよいのでしょうか。

委員：次回、事務局から国から出ている施設型給付の資料を用意いただければ、もっとわかりやすいと思います。

委員：ニーズ調査についてですが、国の子ども・子育て会議でアンケート項目は固まっているのでしょうか。

また、アンケートは浦安らしさが加えられると思いますが、この会議で中身を検討するのか、事務局から提示されたものを検討し第2回で決定するのかを教えてください。

副会長：国のアンケート項目は、ほぼ固まっています。7月の下旬に第5回目を開催しますが、ここでアンケート項目は固まる予定です。

今までの会議資料や動画が内閣府のHPに掲載されているので、ぜひご覧ください。また市の会議でも今後、委員の皆様の意見を聴く機会があると思うので、ぜひその際にご意見をお寄せいただきたいと思います。

委員：アンケートの分量や数はどのくらいでしょうか。

事務局：今、予定しているアンケートは5種類で、未就学児の保護者、小学校低学年の保護者、小学校5・6年生児童本人、その他一般市民を対象としたもの、またグループインタビューを行う予定です。

特に分量が多いのは、未就学児の保護者に対するアンケートで20～25ページ前後を予定しています。また、小学生自身に回答いただくアンケートは10ページ前後を予定しています。

これからアンケートのたたきを作りますので、委員の皆様には内容を確認いただき、追加等をお願いしたいと考えています。

委員：浦安は子育て支援はよくやっていると思いますが、自分が子育てをしていて感じることは、例えば家庭教育学級に参加している親はいいが、参加していない親もおり、そういった家庭が虐待につながる場合があります。虐待を受けた子はうつ病や統合失調症になり、浦安市に残る傾向があります。

せっかくの機会があっても参加しない親や外国人の親の子ども、年齢差のある父親が他界して遺族年金もでない家庭の子どもなどは、結果的に生活保護になり、生活保護で楽をすると働く意欲がなくなる子どもが増加し、最終的には市の財源を圧迫してくと思います。

また、ハンディのある子どもと日常的に触れ合う機会があった方がよいと思います。大人になった時にハンディのある子とどう付き合っただいかわからない子が多いと感じます。学校で目が見えない不自由などを教えるのも大事ですが、例えば特別支援の先生を中心に子ども達みんなで支えていく経験が必要だと思います。

さらに基礎学力が低い子は、学力の底上げを行っていかないと将来の就労につながっていかないと。これは親の意識改革も必要ですが、児童育成クラブの先生の資質向上や、保育士も外国語ができること、学習を教える機会があることが必要だと考えます。

実際は、難しいと思うがどうすればいいのか考えていきたいと思っています。

会 長 : 貴重なご意見をありがとうございました。

スターティングストロングにもありますが、OECD諸国は多くの財源を使ってこういった問題に対応しています。そういうことも子育て支援に力を入れている浦安市としては、今回のニーズ調査・事業計画の中で考えていき、今後みなさんと議論をしていきたいと思っています。他にありますか。

委 員 : 児童育成クラブの入会児童数ですが、東野小学校は資料1-3によると25年度の入会数は定員内のように見えます。ただ、今の入会数が適正なのかというのは、8月に放課後児童の支援のあり方検討委員会を開催予定とされていますが、そちらで検討するのか、教えていただきたいのですが。

こども部長 : 今後、放課後児童支援のあり方検討委員会で指針を検討し、子ども・子育て会議にもご提示していきたいと考えています。また、ご意見をいただいた場合はあり方検討委員会でも、再度、検討するという方向で進めていきたいと考えています。

委 員 : 13事業の中の地域子育て支援拠点事業で、資料の中では認可保育園と限定されて全8か所とされているが、つどいの広場は対象外なのか、あわせて一時預かり事業も対象外に見えるが、対象外となるのか教えていただきたいのですが。

保育幼稚園課長 : 地域子育て支援事業はいくつかのジャンルにわかれており、つどいの広場は広場型となっています。今回の資料は支援拠点事業としているため、現時点では入っていませんが、国ではそれぞれのジャンルの事業を一括で考えるという方向を出しているため、最終的には新制度では対象になる可能性があります。

委 員 : 会議の進め方ですが、次はニーズ調査案の検討でもあるので事前に委員が質問できるフォーマットを作ってください、質問についても会議内で説明

いただけると今後会議運営が円滑に進むと思うのでお願いしたいのですが。

こども部長：了解しました。

7. 議事7

事務局：それでは、最後になりますが、議事7としてその他、浦安市子育て支援総合計画（後期）と次回の会議案内について事務局より説明をお願いします。

～事務局説明（浦安市子育て支援総合計画 後期）～

事務局：今回は9月27日（金）文化会館中会議室で、午後6時又は6時30分を予定しています。第2回は、主にニーズ調査票について行います。事前に資料を配布しますので委員の皆様から質問も受け、会議内で質問にお答えしながら進めていきたいと思っています。

副会長：専門委員として市の行政そのものにも関わっていますので、子ども子育て会議と行政をつないでいきたいと思っています。限られた会議の回数の中で有効な議論を進めていくため、ぜひ様々なご意見を事務局にお寄せいただければありがたいです。

また、新制度の周知・広報は続けて行っていくべきだし、例えばタウンミーティングや施設見学などのご要望があれば、事務局と調整しながらできる限りご要望に沿って進めていきたいと考えています。

浦安市では5種類のニーズ調査を行います。国で示されているのは1つですが、浦安市は全ての子育て家庭のニーズを調査していく方針ですので、就学前だけではなく学齢期のアンケートや障がいのある方に対してのインタビューなどを行い、意見も拾えるようにしていきたいと思っています。そちらにも何かご意見があればお願いします。

浦安市の子どもをみんなで守る条例を2年前に作りました。浦安市の子どもをみんなで守ろうという合言葉で絆づくりやこのまちで育てよかったと思えるようなまちづくりを目指して、条例をもとに虐待防止などにも取り組んでいます。そういった声も取り上げていきたいと思っていますので、皆様からのご意見をぜひ出していただきたいと思います。

会長：それでは他にご意見がなければ、本日は閉会にしたいと思います。

委員の皆様にはこれからもご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。